

森林地番図作成標準仕様書

1. この標準仕様書は、奈良県が五條市に委託する混交林誘導整備事業にかかる森林地番図作成に適用するものとし、五條市は、以下の各号を受注者に遵守させることとする。

(1) 土地異動更新調査

受注者は五條市が提供するリストの地番を基に、土地の異動更新について突合を行い修正する。突合し得ない地番及び不明な地番については不一致（アンマッチ）リストを作成するものとする。

(2) 公図等と他図面の突合

原則、五條市が提供する公図データを基に、地番図又は森林計画図と突合し、以下の要領にてオルソ画像データに割り込むものとする。受注者は五條市より貸与されるオルソ画像データ、公図データ等を利用し、可能な限り図間の接合を図り、オルソ画像に公図等を割り込むものとする。

① 図間の接合を調整する際には、字ごとの林班界についてはオルソ画像の現況と一致させるものとする。また、所有者界についても可能な限りオルソ画像判読により、林相界とオルソ画像の現況に整合を持たせるものとする。

② (1)にて行った突合成果を用い、可能な限り森林計画図との整合を図る。

③ 公図等と土地登記情報の不一致（アンマッチ）については、不明地番として取りまとめ、五條市と協議するものとする。

④ ①～④で作成したデータに、地番、地目、土地所有者、公簿面積、林班、小班、施業番号、森林簿上の樹種及び林齢、森林区分ゾーン（恒続林・自然林・適正人工林）及び図上の予測面積を属性情報として入力するものとする。

(3) 地番一覧表の作成

五條市が提供する登記データ等（CSV 形式）を基に、地番一覧表（Excel 形式）を作成するものとする。

(4) 森林地番図作成

(1)～(3)において作成したデータを利用し、地番、地目、土地所有者、公簿面積、を記載し、6 齢級以上 18 齢級以下のスギ又はヒノキの森林及び 5 齢級以下のスギ又はヒノキの森林を色分けにより示すものとする。

整備計画書の作成において、森林所有者への事前説明及び意向確認を行うための説明用図面となるため、可能な限り地番界の中央に文字を配置し、地番が混在する場合は、引き出し線等を用いて、出力時に文字が重ならないよう編集するものとする。

なお、縮尺については 1 : 2, 500 とするが、編集が困難な場合は五條市と協議のうえ、縮尺を変更するものとする。

(5) 成果物とりまとめ

- ① 受注者は本事業で整備する各種データ等を納品用の成果物として、五條市が別に定める日までに、整理及びとりまとめるものとする。
- ② 受注者は地番一覧表及び森林地番図を五條市が別に定める方法で納品するものとする。
- ③ (1)において作成する不一致（アンマッチ）リストを提出するものとする。